

# 青森県報

第七百十三号

令和六年  
一月十九日  
(金曜日)

## 目次

### 規 則

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

### 告 示

○青森県褒賞規則により褒賞された者……………(総務学事課) ……二

○都市計画の変更……………(都市計画課) ……二

○漁船保険付保義務の同意を求めるための届出……………(下北地域  
県民局) ……二

### 公 告

○大規模小売店舗の立地に関する意見の概要……………(商工政策課) ……二

○換地処分……………(農村整備課) ……三

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……四

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……五

○政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表……………(同) ……五

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……六

## 規 則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年一月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 青森県規則第一号

#### 青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「、空港と本邦外の地点との間を航行する航空機(路線を定めて一定の日時により航行するものを除き、平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に係るものに限る。)」で「を削り、「ものとし、当該航空機に係る」を「航空機のうち次の表の上欄に掲げる航空機(同表の中欄に掲げる期間に係るものに限る。)」とし、「の十五分の一」を「に次の表の上欄に掲げる航空機の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た額」に改め、同項に次の表を加える。

航 空 機	期 間	割 合
一 空港と本邦外の地点との間を航行する航空機(路線を定めて一定の日時により航行するものを除く。)	平成三十一年四月一日から令和六年三月三十一日まで	十五分の一
二 空港と大韓国内の地点との間に路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるもの	令和六年一月二十日から同年三月三十一日まで	十五分の四

### 附 則

この規則は、令和六年一月二十日から施行する。

## 告 示

青森県告示第二十五号

青森県褒賞規則（昭和三十三年二月青森県規則第十五号）第二条第一項の規定により次のとおり褒賞を行ったので、同規則第十一条の規定により告示する。

令和六年一月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

令和六年一月十六日に行った褒賞

青森山田高等学校サッカー部

高円宮杯JFA U-18サッカープレミアリーグ二〇二三ファイナル及び令和五年度第一〇二回全国高等学校サッカー選手権大会において優勝の成績を収め、郷土に名誉と誇りをもたらした県民に勇気と感動を与えた事績まことに顕著であります。

青森県告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、弘前広域都市計画道路に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県県土整備部都市計画課及び弘前市都市整備部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和六年一月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第二十七号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定によ

り、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

令和六年一月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

加入区 の名称	届 出 事 項 発起人の住所及び氏名	期 間	指定漁船調書の縦覧
			場 所
脇野沢	むつ市脇野沢新井田二八 立石 政男	令和六年一月十九日から同年二月二日まで	脇野沢村漁業協同組合
	むつ市脇野沢寄浪二〇 中村 有男		
	むつ市脇野沢寄浪一五の二 松浦 誠		
猿ヶ森	下北郡東通村大字猿ヶ森字村中二六 橋本 喜一 下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道三三の二一 石田 勝信 下北郡東通村大字猿ヶ森字尻労道五〇 川口 浩	〃	猿ヶ森漁業協同組合

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要について、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和六年一月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリパワー弘前店

弘前市大字向外瀬豊田二一七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社コメリ

新潟県新潟市南区清水四五〇一の

代表取締役 捧雄一郎

三 弘前市の意見の概要

1 騒音予測の夜間等の騒音において、高い数値が見込まれる箇所も存在することから、営業に伴い周辺住民から騒音等に関する苦情等が寄せられた場合には、誠意をもって対応すること。

2 周辺環境のみならず、循環型社会を構築する観点から、廃棄物の減量化及びリサイクル活動に協力すること。

3 過重な負担とならない範囲でトイレ、自動ドアなどの設備の整備、関係職員に対する研修等を行うことで、誰もが利用しやすい店舗づくりへの合理的配慮をすること。

4 車椅子利用者だけでなく、見た目では分からない障がいのある人なども障害者用駐車場の車室利用することを含め、健常者が利用しないよう店内放送するなど障がい理解への啓発に配慮すること。

5 来退店経路及び進入路の設置については、指針に基づいて、円滑な交通の確保及び通行者の安全確保を適切に行うこと。

6 道路法等の法令に基づく申請等が必要な際には、管理者と十分協議の上適正に手続きを行うこと。

7 当該地区整備計画における建築物等の用途の制限について、建築行為以後においても言及している一部規程について留意すること。

8 地区計画策定の都市計画決定手続きにおける協議内容や関係機関から付されている意見等についても順守すること。

9 当該計画地は北小学校及び第一中学校の通学区域内にあり、出入口は通学路に面しておりませんが、児童・生徒が通行しており来客及び商品の搬入を行う大

型車両の出入可能な時間帯が児童・生徒の登下校時間と重複していることから、登下校時における児童の安全確保に十分配慮すること。

10 犯罪または非行の発生場所となりやすい駐車場、荷捌き施設、建物の死角など、人通りの少ない場所については、制服警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等、犯罪や非行防止対策を引き続き講ずること。

四 大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者の意見の概要

意見書の提出なし

五 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部商工政策課及び弘前市役所

2 期間

令和六年一月十九日から同年二月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、弘前市役所にあつては、その執務時間内とする。

換地処分

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、粒ヶ谷地地区の県営土地改良事業に係る換地処分をしたので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により公告する。

令和六年一月十九日

青森県知事 宮 下 宗一郎

### 選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治

団体の設立の届出のあつた政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和六年一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	一以上の市町村等のある区域を単位とする支部	年届月日出
自由民主党青森県医療会支部	高木 伸也	奥寺 良之	青森市新町二丁目八の二	○	令和五・三・五
自由民主党青森県八戸市第三支部	工藤 悠平	中村 一成	八戸市一番町一丁目八		五・三・六

政党以外の政治団体

法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第二号)	年届月日出
岡田はなこ後援会	神 豊	赤平 泰衛	弘前市大字福村字福富四九の一	岡田 華子、衆議院議員	令和五・三・五

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日出
盛友会	間 盛仁	間 典子	八戸市大字久保字坂ノ脇一〇の六	令和五・三・一

吉田みちる後援会	吉田 みちる	吉田 みちる	上北郡六戸町大字犬落瀬字明土九〇	五・三・五
宮村博幸後援会	山本 幸雄	宮村 博幸	三戸郡田子町大字田子字下田子二三の一	五・三・七
工藤くにお後援会	工藤 一雄	工藤 初子	北津軽郡鶴田町大字胡桃館字池田一六の四	五・三・四
工藤大明後援会	工藤 一豊	神 孝仁	北津軽郡板柳町大字深味字東西田三三	五・三・九
佐々木喜克後援会	佐々木 寿一	佐々木 淳子	三戸郡五戸町大字切谷内字粒ヶ谷地二六	五・三・九
あいづたろう後援会	會津 大郎	會津 歩	北津軽郡板柳町大字板柳字土井一六七の一	五・三・〇
佐藤せいや後援会	佐藤 聖也	佐藤 聖也	北津軽郡板柳町大字辻字松元三九の五	五・三・〇
小比類巻大晃後援会	安田 勝司	種市 和仁	三沢市大字三沢字水筒九	五・三・五

青森県選挙管理委員会告示第二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和六年一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部



青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和六年一月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

川村 智	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
	青森政経懇話会		令和 五・三・二五

（発行所・発行人）  
青森市長島一丁目一番一号  
青 森 県

（印刷所・販売人）  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十八円九十銭